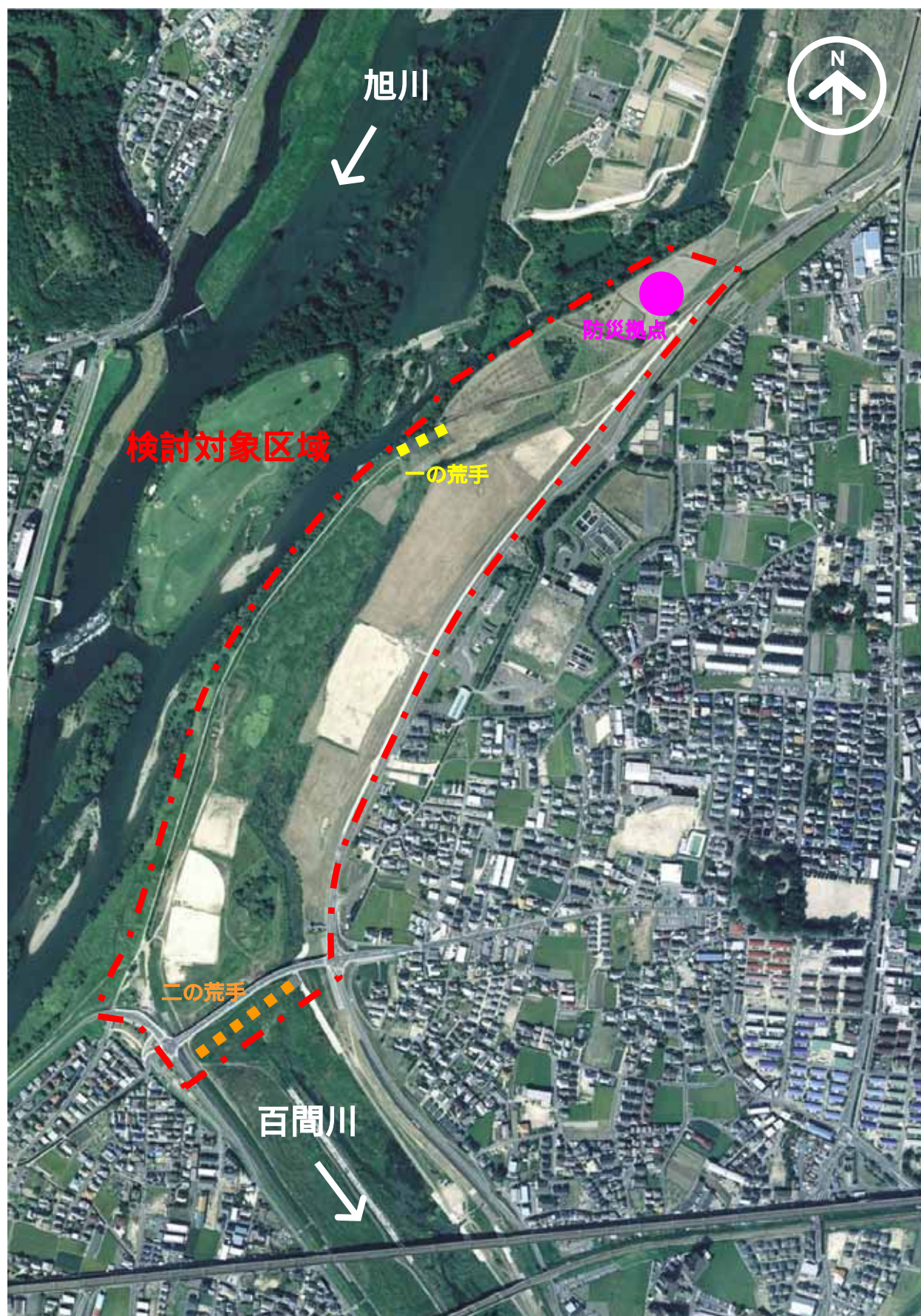


検討対象区域図



用語解説

一級河川（いっきゅうかせん）

河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行う必要があります。この管理について権限をもち、その義務を負う者が河川管理者で、一級河川については、建設大臣（河川法第9条第1項）、二級河川については都道府県知事（同法第10条）、準用河川については市町村長（同法第100条第1項）による河川法の規定の準用）と河川法に定められています。

工事実施基本計画（こうじじっしきほんけいかく）

旧河川法（昭和39年）に基づき作られた計画で、河川事業全般にわたる工事を実施するための基本的な事項（計画流量や水位など）を定めたものを言います。

既往最大洪水（きおうさいだいこうずい）

対象とする河川の過去における洪水記録の中で、洪水流量が最大であった洪水のことを言います。

計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）

基準地点における河道を流下する計画最大の流量を表します。

治水安全度（ちすいあんぜんど）

対象となる地域の洪水に対する安全の度合いを表すもので、治水計画の目標とする値です。50年に一度の大雨に耐えられる堤防の安全度は1/50と表します。

現況流下能力（げんきょうりゅうかのうりょく）

現在の河道の状況（堰の存在や砂の堆積状況等）における河道の断面積に対して、安全に流せる洪水を流量で表したものです。

越流頻度（えつりゅうひんど）

何年に1度、1年に何回など、洪水が越流堰を越える度合いを表したものです。

放水路（ほうすいろ）

河川の途中から新しく人工的に開削し、直接海または他の河川に放流する水路のことを言います。河川の流路延長を短くして、洪水をできるだけ早く放流する場合、または洪水量が増大して河道の拡張だけでその洪水を負担することが困難な場合、あるいは河口が土砂の堆積などによって閉塞されているような場合に設けられます。

遊水池（ゆうすいち）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域を言います。

湛水域（たんすいいき）

滞留した水で覆われた範囲を言います。

引堤（ひきてい）

河川改修工事において、水路幅の拡大、堤防法線の修正などのために既設の堤防を堤内側に移動させることを言います。

堤防法線（ていぼうほうせん）

一般に堤防の表法肩を連ねる線を言います。

越流堰（えつりゅうぜき）

堤防の一部を低く切欠き、一定の水位以上になった場合、洪水の一部を堤内に越流させて洪水の調整を行う施設を言います。

減勢池（げんせいち）

堰などの河川横断構造物下流の河床の洗掘を防ぐために設ける施設（池）のことを言います。

背割堤（せわりてい）

2つの河川が合流したり、となりあって流れる箇所において、流れの異なる2河川の合流をなめらかにしたり、一方の川の影響が他の河川におよばないように2つの川の間には設ける堤防のことを言います。

緩傾斜堤防（かんけいしゃていぼう）

のり面勾配が1対3より緩やかな堤防を言い、堤防の安全性を高めるとともに、周辺景観や親水性の向上を目的としています。

高水敷（こうすいじき）

複断面形の河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地を言い、平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されています。

低水路（ていすいろ）

河道の横断面形は堤防から堤防までの間が一様の水路となっている単断面と、常時水の流れている水路と洪水のときだけ水の乗る高水敷に分かれている複断面形に大きく分類されますが、複断面形にて常時水の流れている水路部を低水路と言います。

高水護岸・低水護岸（こうすいごがん・ていすいごがん）

河岸または堤防を保護して流れによる洗掘を防止するために、そののり面に施工する保護工を護岸と言います。なお、その施工位置から低水路岸ののり面に施工されるものを低水護岸、堤防の法面に施工されるものを高水護岸と言います。

護床工（ごしょうこう）

堰などの河川横断構造物により、河床材料やその粒径が急変する所で発生する洗掘を防ぐために、ブロックや捨石などで河床を覆い、落差や凹凸を付けて流速を減少させるものを言います。

空石張（からいしばり）

河岸のり面の崩れ、流れによる浸食を防ぐため玉石、割石などを張り並べたもので、石と石の間をモルタルなどで固めないものを言います。

水衝部（すいしょうぶ）

洪水時において、上下流に比べて流れが堤防または河岸に強く当たる箇所を言います。

局所洗掘（きょくしょせんくつ）

洪水が片寄って流れることにより部分的に速い流れが生じ、河岸や河床が局所的に深く掘られる現象のことを言います。

河川防災ステーション（かせんぼうさいステーション）

洪水時における水防活動や緊急復旧活動を円滑かつ効果的に実施する拠点として、堤防に隣接して整備するもので、必要に応じて水防センター、水防倉庫、水防資材、ヘリポート、駐車場などが設置されます。また、平常時には河川を軸とした文化活動の拠点としても活用されます。

）上記の資料は、土木用語辞典（土木用語辞典編集委員会編）河川・ダム・砂防用語辞典（土屋昭彦編）などを参考に岡山河川事務所が作成したものです。